

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1085 号（諮問第 1741 号）

件名：源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 5 年 1 月 12 日

2 原処分

令和 5 年 2 月 24 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記 1 に掲げる開示請求に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 3 月 27 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 5 月 11 日

5 答申

令和 5 年 12 月 26 日

6 審査会の結論

処分庁が、別記 1 に掲げる開示請求に対し本件行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、開示されたものは内容が異なっており、請求した文書の開示を求める旨主張していることから、本件一部開示決定における文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

当審査会において処分庁に確認したところ、開示請求のあった令和2年及び令和4年の年末調整による所得税過納額の還付という名称の行政文書ファイルには、本件行政文書のみが保存されており、本件行政文書のほかに文書は存在しなかったとのことである。

このことからすれば、本件開示請求に対し、本件行政文書を特定したという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 行政文書ファイル名が令和2年・4年 年末調整による所得税過納額の還付

稲沢署分に限る

別記2 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書(令和2年12月28日付け及び令和4年1月4日付けのもので、記載要領及び所得税源泉徴収簿が添付されたもの)